

仕様書

1 件名 庁舎とデータセンター間WAN回線調達 一式

2 調達概要

データバックアップ及び基幹系通信回線増強を目的に岐阜市庁舎と本市指定データセンターを結ぶWAN回線の調達を実施する。

3 納入場所 岐阜市長が指定する場所

4 拠点情報

(1) データバックアップ回線

- ・岐阜市庁舎：住所岐阜市司町40番地1
- ・データセンター：岐阜市八ツ寺町内

※データセンターの詳細住所は、一般競争入札参加資格確認申請書（様式第1）を提出し、参加資格審査後に開示するものとする。

(2) 基幹系通信回線

- ・岐阜市庁舎：住所岐阜市司町40番地1
- ・データセンター：岐阜市八ツ寺町内

※データセンターの詳細住所は、一般競争入札参加資格確認申請書（様式第1）を提出し、参加資格審査後に開示するものとする

5 調達期間

(1) 機器手配及び回線工事

契約締結日から下記の期限までに必要な機器を準備の上、必要な工事を完了すること。

令和4年7月31日

(2) 利用開始日

令和4年8月1日

6 調達回線

(1) 回線の速度と接続方式

- ・1 Gbps 以上の帯域確保型回線であること。
- ・一般家庭向けサービスと通信設備を共用しない、法人専用の通信設備を用いたサービスであること。
- ・上記4のデータバックアップ回線と基幹系通信回線は物理的に分けて回線提供をすること。
- ・現状基幹系通信回線については、シーシーエヌ（ケーブルテレビ）とNTTビジネス

ソリューションズの回線を別途契約して利用している。耐障害性を向上させるため、当該 2 社の通信事業者が保有する光ケーブルで提案する場合は、既設とは別経路且つ、別設備（収容局舎）で敷設すること。ただしデータセンター及び岐阜市庁舎への引き込み線（光ケーブル）は除く。

- ・インターネットを経由することなく、安全に接続可能な閉域網通信であること。
- ・回線を終端する機器は、発注者と協議の上で決定したものとする。
- ・回線事業者の範囲として、回線を終端する機器において、RJ-45 のインターフェースを準備すること。
- ・利用期間は 5 年間（60 か月）を想定している。

（2）保守要件

- ・設備監視、保守受付対応は 24 時間 365 日で運用できる体制を有することとし、連絡手段は電話で対応できること。
- ・責任分解点は回線を終端する機器とし、責任範囲内で不具合が発生した場合に保守対応を行うこと。
- ・運用開始後に庁内ネットワークなど他システムに影響を及ぼす障害が発生した場合は、発注者が契約する保守運用管理業務委託事業者と協力のうえ、原因の切り分け、及び解消に努めること。
- ・回線状態を監視する手法を有し、障害発生の把握が可能であること。
- ・責任範囲内で不具合が発生した場合、保守対応として責任範囲内と断定してから 2 時間以内で現場駆けつけができる保守体制を有すること。
- ・発注者が要求した場合に、回線速度測定結果の提示が可能であること。
- ・回線等について、受注者側でメンテナンスを行う場合は、メンテナンススケジュールを確認次第、原則 1 か月前までにメール等で事前通知をし、その後作業を実施すること。（ただし緊急度合いの高いメンテナンス作業は除く）

7 工事および接続設定

- ・各拠点に接続する回線は、光ファイバーケーブルを利用すること。
- ・導入スケジュールや導入工程については、十分な現地調査を行い、事前に発注者と協議の上で計画をすること。なお、回線開通については、発注者が指定するネットワーク設置事業者と調整し、計画を立てること。
- ・引き込む通信回線（ケーブル）の敷設及び設定を行うこと。
- ・設置作業は、原則として平日日中帯（午前 9 時～午後 5 時）に実施すること。

8 提出書類

下表に示す書類など、本業務の履行に必要な書類を必要数量作成し、提出期限までに遅延なく提出すること。

| 提出書類名 | 数量 | 提出期限 | 備考 |
|-----------|----|------|----|
| ①導入スケジュール | 1部 | 適時 | |
| ②屋内・屋外配線図 | 1部 | 完了時 | |

提出時期は、上記①については業者決定後1か月以内とし、②は完了時とする。

9 その他

- (1) 機器搬入及び本仕様書に記された内容に関しては、受注者にてその費用を負担すること。
- (2) 導入にあたり、事前に発注者と協議、打合せを行うものとする。
- (3) 導入にあたり、完了までに生じた故障及び不具合については、発注者の故意又は過失である場合を除き、受注者において原因を究明し、物件の取替え等を行い必要な費用について負担すること。
- (4) 本仕様書について疑義が生じた場合は、発注者と協議の上、明確化するものとし、受注者の一方的な解釈によつてはならない。
- (5) その他、本仕様書に明記されていない細部の事項については発注者と協議して定めるものとし、たとえ指示がない場合でも当然なすべき事項についてはこれを省略してはならない。

【担当】

岐阜市司町40番地1岐阜市役所7階

行政部デジタル戦略課 長屋、奥田

電話番号058-265-4141（内線2726）